

高鍋町福祉有償運送運営協議会設置要綱

平成 27 年 1 月 16 日

高鍋町訓令第 1 号

(目的)

第 1 条 町は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、高鍋町の住民の福祉の向上又は交通空白地域の解消を図り、公共の福祉の増進を図るため、自家用有償旅客運送（以下「福祉有償運送」という。）の必要性、これを行う場合における旅客から収受する対価、その他福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため、高鍋町福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 法第 79 条の規定により、福祉有償運送の登録（法第 79 条の 6 第 1 項の規定による有効期間の更新の登録及び法第 79 条の 7 第 1 項の規定による変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第 79 条の 12 第 1 項第 4 号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項

(協議会の委員)

第 3 条 協議会の委員は、会長及び委員 10 人以内をもって組織する。

- 2 会長は、町長又はその指名する職員をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町を営業区域に含むバス、タクシー事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (2) 自家用有償旅客運送の利用が想定される者
- (3) 宮崎運輸支局長が指名する職員
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (5) 町において福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体
- (6) 学識経験者その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の運営)

第 5 条 協議会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。ただし、第 3 条第 5 項第 5 号に掲げる者が出席委員に含まれているときは、当該委員は採決に参加しない。
- 3 協議会の委員は、地域福祉の向上、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に資するため、誠意を持って責任ある議論を行うよう努めるものとする。

る。

4 協議会は原則として公開とする。ただし、会長が必要であると認めるときは、その全部又は一部を非公開とすることができる。

5 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(連絡及び通報窓口の設置)

第6条 福祉有償運送に関する相談、苦情その他に対応するため、福祉課に連絡及び通報窓口を設置する。

(守秘義務)

第7条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

第8条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 申請者(第2条第1号に掲げる申請をする者をいう。)は、協議会において協議が調った場合には、速やかに関係運輸支局等へ申請を行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮り、別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。